

J R木次線遠足等利用促進事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、J R木次線の利用促進を図るため、木次線利活用推進協議会(以下「協議会」という。)を構成する市町に所在する高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園(以下、「学校等」という。)の先生、児童及び生徒が、木次線を利用して実施する遠足等費用の一部を助成するために必要な事項を定める。

(交付)

第2条 交付対象は、J R木次線を利用した場合の運賃(指定券は含まない)とし、他のJ R路線との併用も可とする。

2 助成金の額は、利用者1人1乗車区間運賃(団体割引を適用した場合は割引後の運賃、他のJ R路線と併用で利用した場合はJ R木次線の区間のみの運賃)の額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする学校等(以下「申請団体」という。)は、事前に交付申請書(様式第1号)により、協議会へ交付申請するものとする。

2 協議会は、交付申請書を審査し、適当と認めたときは交付決定通知(様式第2号)により、申請団体へ通知するものとする。

(変更申請)

第4条 申請団体が、前条に規定により提出した内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書(様式第3号)により、協議会へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

(実績報告)

第5条 事業が完了した場合は、申請団体は速やかに実績報告書(様式第4号)を協議会へ提出するものとする。

2 協議会は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは、確定通知書(様式第5号)により、申請団体へ通知するものとする。

(支払)

第6条 申請団体は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第6号)を協議会へ提出し、協議会は、速やかに交付確定額を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを決定する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から公布する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から公布する。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から公布する。